

革材料に関する基準項目の部分的な改定について

公益財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 改定の概要

エコマークの認定基準では革材料の有害物質等に関する基準として、一般社団法人日本皮革産業連合会の日本エコレザー基準に準じた基準を設定している。この日本エコレザー基準が世界的な化学物質の規制動向を踏まえて2024年4月に改訂されたため、エコマークの認定基準もそれに合わせた改定を行う。なお、日本エコレザー基準では、一部の項目で乳幼児用、成人用の用途による基準が設定されていたが、用途による区別がなくなり、2種類の認定ランクによる基準に変更された。皮革製品の多くは成人用であることから、エコマークでも乳幼児用、成人用の用途による基準設定は行わず、従来の成人用の基準値と同等の認定ランクの日本エコレザー基準に合わせる改定を行う。

2. 対象となる商品類型

- No.101「かばん・スーツケース Version1.10」
 - 分類 A. 革製かばん
 - 分類 E. その他のかばん
 - 分類 F. スーツケース、アタッシュケース
- No.130「家具 Version2.7」
- No.143「靴・履物 Version1.8」
 - 分類 A. 革靴
 - 分類 C. その他の履物（和風履物、スリッパ、サンダル等）
- No.144「革製衣料品・手袋・ベルト Version1.6」

3. 改定箇所

※見え消し部分を削除、下線部分を追加

No.101「かばん・スーツケース Version1.10」分類 A「革製かばん」の場合

※他の類型も同様

3. 用語の定義

エコレザー	革に関する一定の材料基準を満足し、環境への影響が少ないと認められた革材料をさす。 日本の JSG ラベル (実用化に向け検討中) <u>日本エコレザー認定ラベル(JEL ラベル)</u> やドイツの SG ラベル、エコテックス、EU 靴ラベルなどが知られている。
-------	--

4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

なお、(社)日本皮革産業連合会が運営する **JESJEL** ラベルの認定を受けた革材料は、該当する基準項目のうち 4-1.(1)～(7)の証明方法は、**JESJEL** ラベルの認定証の写しなどを提出することで証明に代えることができる。

4-1. 環境に関する基準と証明方法

(3)製品のホルムアルデヒドの含有は、対象製品ごとに表1の基準値に適合すること

表1 ホルムアルデヒドの含有基準

物質名	対象製品基準値			試験方法
	乳幼児 (36ヶ月未満)	成人 (皮膚接触 ^{*1})	成人 (その他)	
ホルムアルデヒド	16mg/kg 以下	75mg/kg 以下	300mg/kg 以下	厚生省令第34号 IUC19 JIS L1041 ISO17226-1,2

(4) 製品に使用する革材料からの重金属の溶出は、対象製品ごとに表2の基準値に適合すること。

表2 重金属の溶出基準

物質名	対象製品基準値		試験方法
	乳幼児(36ヶ月未満)	成人(36ヶ月以上)	
鉛	0.8mg/kg以下	0.8mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
カドミウム	0.1mg/kg以下	0.1mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
水銀	0.02mg/kg以下	0.02mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
ニッケル	1.0mg/kg以下	4.0mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
コバルト	1.0mg/kg以下	4.0mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1
六価クロム	検出しないこと	検出しないこと	IUC18 JIS K 6558-10-1.2 ISO17075-1,2
総クロム	50mg/kg以下	200mg/kg以下	IUC27-1 ISO17072-1

(5) ~~製品に使用する革材料からのペンタクロロフェノール(PCP)の溶出は、対象製品ごとに表3の基準値に適合すること。~~製造において、表3に定めるクロロフェノール類、有機スズ化合物、水銀、オルトフェニルフェノール、有機フッ素化合物、フマル酸ジメチルを使用していないこと。

表3 ~~ペンタクロロフェノール(PCP)の溶出基準~~

物質名	対象製品		試験方法
	乳幼児(36ヶ月未満)	成人(36ヶ月以上)	
ペンタクロロフェノール (PCP)	0.05mg/kg以下	0.5mg/kg以下	IULTCS-IUC25

表3 使用制限物質の一覧

クロロフェノール類	トリクロロフェノール (TriCP)、テトラクロロフェノール (TeCP)、ペンタクロロフェノール (PCP)
有機スズ化合物	ジブチルスズ、ジオクチルスズ、モノブチルスズ、トリシクロヘキシルスズ、トリメチルスズ、トリオクチルスズ、トリプロピルスズ、トリブチルスズ、トリフェニルスズ
水銀	
オルトフェニルフェノール	
有機フッ素化合物	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) と関連物質 パーフルオロオクタン酸 (PFOA) とその塩
フマル酸ジメチル	

【証明方法】

~~革材料からのペンタクロロフェノール(PCP)の溶出について、第三者機関による試験結果を提出すること。革材料の製造において表 3 の物質を使用していないことについて、製革業者が発行する証明書を提出すること。~~

(7)製品に使用する革材料顔料仕上げ革の染色堅ろう度は、表5に定める革材料の仕上げ種類および色濃度ごとの基準値に適合すること。

表5 染色堅ろう度の基準

	乾燥試験	湿潤試験	試験方法
顔料仕上げ革	3-4級以上	2-3級以上	JIS K 6559-3
ナチュラル仕上げ淡色革	3-4級	2-3級	ISO11640
ナチュラル仕上げ濃色革	2-3級	2級	AUF450

4. 改定日 2024年8月1日